

吉良、石橋、土岐、六角、細川、右馬頭、伊勢守評定衆奉行は、輿にのることをゆるさる宗五大の時よりといふこと、さだかならずといへども、應永卅年正月十一日評定始の時評定衆張輿を用ひたれば花營三その比にゆるされしにや、天文十五年十二月十八日光源院將軍足利坂本へ赴かせ給ふ時は、板輿を用ひたまふ光源院殿といへば、四方輿も板輿も、さして差別はなかりしなるべし。

制度

〔律疏職制〕凡乘輿服御物持護修整不如法者笞五十註其車馬之屬不調習駕馭之具不完牢徒一

年謂御馬有驚車輿及鞍轡之屬有損壞者

〔輿車圖考〕往古車輿所見事

天子は至尊におはしませば、車には乘御せず、また輿はことに重くせらるゝものにて、天子の外には皇后と齋王とに限れり中皇后はもとより然るべき道理なり中齋王はことの外なるやうなれど、御敬神のあまり、服御に准せらるゝなるべし中法會の時、僧の小輿にのれるは別儀なり中太上天皇すら、御輿を辭し給ひしことも見ゆるをや中輿はかくの如く重き儀にして、中ごろまでも、臣下などの更にのれる事はなかりしを、末代の事として、その製造こそあらぬ物なれ、猶其輿々々として種々の物はいできたるなり

〔政事要略二十四年中行事〕官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日天皇元御内安殿中以皇太子

武聖女井上王爲齋王、仍移於北池邊新造宮、其儀右大臣從二位長屋王、率參議以上及侍從并孫王

等而前從之中乳母二人領小女子十餘許人、繞輿從行、中臣正六位上菅生朝臣忍梓、忌部從七位

上忌部宿禰君子、輿前從行、昇輿人、用左右大舍人六人、並著青摺布衣

〔類聚國史三十一〕弘仁十四年九月癸亥、太上天皇嵯峨幸嵯峨莊、先是中納言藤原朝臣三守奏、可行

幸狀、皇帝淳和即勅有司、令設御輿及仗衛、太上天皇辭而不受、皇帝再三苦請、太上帝固辭、遂騎御